別表国土交通省の部内部局の項中「政策評価審議官」を「政策評価審議官　サイバーセキュリティ・情報化審議官」に、「安全衛生室長」を「労働環境対策室長」に改め、「首席安全・危機管理監察官」を削り、「首席整備審査官」を「首席整備審査官　首席航空従事者試験官」に改め、「首席航空従事者試験官」を削り、「システム開発評価・危機管理センター所長」を「システム開発評価・危機管理センター所長　航空情報センター所長　先任航空情報管理管制運航情報官　飛行検査センター所長」に改め、「航空情報センター所長　飛行検査センター所長　先任航空情報管理管制運航情報官」を削り、同部地方整備局の項中「計画管理官」を「計画企画官」に改め、「合同庁舎管理主査」を削り、「専門官（人事課に所属する者に限る。）」を「専門官（人事課に所属する者に限る。）　合同庁舎管理主査」に改め、同部北海道開発局の項中「上席開発事務専門官（人事又は職員団体」を「上席開発事務専門官（人事、組織、職員団体又は庁舎管理」に改め、「開発事務専門官（人事」の下に「、組織、予算」を加え、「開発専門職（人事又は職員団体に関する事務を担当する者に限る。）　人事係長　予算係長　文書係長　庁舎係長　宿舎係長　人事係員　労働係員」を「上席開発計画専門官（予算に関する事務を担当する者に限る。）　開発計画専門官（予算に関する事務を担当する者に限る。）　開発専門職（人事、組織又は職員団体に関する事務を担当する者に限る。）」に改め、同部空港事務所の項中「空港安全対策官」を削り、「航空保安防災課長（東京空港事務所又は大阪空港事務所に所属する者に限る。）」を「空港保安防災課長」に改める。

別表気象庁の部内部局の項中「火山防災情報調整室長」を「火山防災情報調整室長　火山監視・警報センター所長」に改め、同部管区気象台の項中「課長補佐（管理）」を「地域火山監視・警報センター所長　課長補佐（管理）」に改める。

別表環境省の部内部局の項中「部長」を「部長　サイバーセキュリティ・情報化審議官」に、「調査官　環境情報室長」を「地方環境室長　調査官　政策評価室長」に改め、「地方環境室長」を削り、「リサイクル推進室長」を「リサイクル推進室長　災害廃棄物対策室長」に、「墓苑管理事務所長」を「千鳥ヶ淵戦没者墓苑管理事務所長」に改め、「参事官補佐（参事官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。）」を削る。

別表原子力規制委員会の部原子力規制庁の項中「審議官　課長」を「審議官　サイバーセキュリティ・情報化参事官　課長」に、「法務室長」を「法務室長　監査・業務改善推進室長」に改める。

別表人事院の部事務総局の項中「職員団体審議官」を「サイバーセキュリティ・情報化審議官　職員団体審議官」に、「広報情報室長」を「参事官　情報管理室長　広報室長」に、「能率厚生管理室長参事官」を「能率厚生管理室長」に改め、「監理官」及び「上席災害補償専門官」を削り、「上席連絡調整官」を「上席災害補償専門官」に改め、「参事官補佐（総括）」を削る。

別表会計検査院の部事務総局の項中「審議官　課長」を「審議官　サイバーセキュリティ・情報化参事官　課長」に改める。

別表備考第一項中「平成二十八年二月二十九日」を「平成二十八年五月三十一日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○内閣府経済産業省告示第一号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十八号）の施行に伴い、沖縄の中小企業の経営革新に関する指針（平成十四年内閣府経済産業省告示第二号）の一部を次のように改正し、同法の施行の日から適用する。

平成二十八年七月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三
経済産業大臣　林　幹雄

1中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律において」を「中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）において」に、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律は」を「中小企業等経営強化法は」に、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の」を「中小企業等経営強化法の」に改める。

○公正取引委員会告示第二号

消費者庁告示第一号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、衛生検査所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（昭和五十九年公正取引委員会告示第二十六号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年七月八日

公正取引委員会委員長　杉本　和行
消費者庁長官　板東久美子

一　衛生検査所業公正取引協議会（会長　江川　洋）の申請に係る衛生検査所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約の一部変更を平成二十八年六月二十七日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類

衛生検査所業

三　規約の内容

別記のとおり変更する。

四　認定の理由

規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十一条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

衛生検査所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
（目的） **第1条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第31条第1項の規定に基づき、衛生検査所業における不当な景品類の提供を制限することにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。	（目的） **第1条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、衛生検査所業における景品類の提供を制限することにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。

附　則

この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。